

NPO法人横浜市パラスポーツ指導者協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人横浜市パラスポーツ指導者協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害の有無にかかわらずすべての横浜市民に対して、パラスポーツの振興・啓発に関する事業を行い、スポーツを通じた自己実現と社会参加を果たせる環境づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) パラスポーツイベントに関する運営及び支援事業
- (2) パラスポーツへの理解及び指導者の育成事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同し、組織を運営するために入会した個人及び団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同し、活動を実施するために入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。なお、公益財団法人日本パラスポーツ協会に活動地を「横浜市」として登録した運営会員及び活動会員に関しては、上記協会から本法人に支払いを受ける活動助成金によって年会費を補填することができる。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 15人以下

(2) 監事 1人以上 2人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において運営会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、運営会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算に関する事項

(5) 事業報告及び決算に関する事項

(6) 役員の選任等に関する事項

(7) 入会金及び会費に関する事項

(8) 長期借入金に関する事項

(9) 事務局の組織等に関する事項

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 運営会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、運営会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した運営会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 運営会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、運営会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 法第31条第1項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

- 第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
 - 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

- 第 54 条 この定款の施行について必要な細則等は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	田川 豪太
副理事長	後藤 貴久
副理事長	平山 和幸
理事	石原 修二
理事	長崎 浩一
監事	岩澤 英喜
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金

運営会員	個人	0 円	団体	0 円
活動会員	個人	0 円		
賛助会員	個人	0 円	団体	0 円
 - (2) 年会費

運営会員	個人・団体	1,000 円
活動会員	個人	1,000 円
賛助会員	個人	1 口 1,000 円 (1 口以上)
	団体	1 口 10,000 円 (1 口以上)

(設 立 認 証 申 請 用)

役 員 名 簿

フリガナ	エヌピーオーハウジンヨコハマシパラスポーツシドウシャキョウギカイ
特定非営利活動法人の名称	NPO法人横浜市パラスポーツ指導者協議会

役 名	(フリガナ) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理 事	タガワ ゴウタ 田川 豪太	[REDACTED]	なし	理事長
理 事	ゴトウ タカヒサ 後藤 貴久		なし	副理事長
理 事	ヒラヤマ カズユキ 平山 和幸		あり	副理事長
理 事	イシハラ シュウジ 石原 修二		なし	
理 事	ナガサキ コウイチ 長崎 浩一		なし	
監 事	イワサワ ヒデキ 岩澤 英喜		なし	

◇ 役員は、法第 20 条の欠格事由に該当しないこと、法第 21 条による親族規定に反しないことが必要です。

◇ 親族規定の考え方

役員総数が 5 人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）

(※) も含むことはできません。

役員総数が 6 人以上の場合、各役員につき、1 人だけ親族等を含むことができます。

(※) 三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6 ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の 3 分の 1 以下です。

設立趣旨書

1.背景

スポーツは、障害のある方々の健康を育み、機能の維持・向上を図ると共に、社会参加の機会を増大し、共生社会の実現にも寄与します。このような理由から、障害のある多くの方々がスポーツを楽しむ環境を整備することは、重要な社会的課題です。

横浜市においては「横浜市パラスポーツ指導者協議会(愛称:バセル)」が大会支援、各種学校や福祉施設との連携、指導者育成、研修会開催等、地域に根差した活動を長年にわたり展開してきました。ただ、東京 2020 パラリンピック競技大会を契機とするパラスポーツへの一層のニーズ拡大は、バセルの活動を活発化する一方で、任意団体としての限界も明らかとなってきています。

例えば、多様な市民との協働や行政との連携の必要性の高まりに対して、社会的信用の確保、助成金申請や契約行為、責任体制の明確化等において、任意団体の形態には、一定の制約が存在します。

そこで、バセルを NPO 法人化することによって、これまでの活動を継承しながら新たなニーズに取り組む等、より公益性の高い活動の推進が可能、と考えました。

2.望ましい状態と現状及び解決策

障害のある方々が、スポーツを楽しむ環境を整えるため、地域の施設、学校その他の関連組織等と連携し、活動の場を拡げることが大変重要です。ただし、単に施設のハード面がバリアフリー化されるだけでは、障害のある方々が安心してスポーツを楽しむことは難しいため、指導者、サポートスタッフ、ボランティア等の適切な関与によって、当事者の快適なスポーツ活動を保障する環境構築が、望ましい状態です。

これに対し、現状を顧みると障害のある方々のスポーツ参加には様々なハードルがあり、まだまだ望ましい状態からは遠い、と言わざるを得ません。*参考「障害者スポーツの現状と課題(笹川スポーツ財団)」

そこで、我々の考える解決策は、バセルの上位団体である、公益財団法人日本パラスポーツ協会(JPSA)が掲げる「2030年ビジョン」—すべての人がスポーツを楽しめる社会の実現—を踏まえた、行政、学校、企業、医療、関係諸団体等との強い連携・協働を軸としたスポーツプログラムの実施及びパラスポーツ指導員の養成や各種研修会の実施による指導者の資質向上を通じた「活力ある共生社会の実現」を進めることです。

そして、これは、同時に障害者福祉の大きな目標としての「ノーマライゼーション社会の実現」にも寄与します。

3.任意団体としての活動歴

バセルは、任意団体として平成 10 年に発足し、既に 27 年の活動実績があります。主な内容は、障害者スポーツ文化センター横浜ラポール及び障害者スポーツ文化センターラポール上大岡との緊密な連携による障害者スポーツ大会やスポーツ教室等のスポーツイベント支援、障害者福祉団体のイベント協力、公益財団法人横浜市スポーツ協会主催のインクルーシブスポーツイベントへの協力、各種学校におけるパラスポーツの普及啓発、行政組織からの依頼に基づくイベントへの協力、パラスポーツ指導員の養成及び研修会の開催です。

4.公益への寄与

今後行う予定の主な事業は下記の通りです。

1. パラスポーツイベントに関する運営及び支援事業
2. パラスポーツへの理解及び指導者の育成事業

上記の事業を通して、競技としてのスポーツに励む方から、身近な地域でスポーツを楽しむ方まで、年齢、障害の有無を超えたスポーツ環境の向上を図ることにより、公益に寄与します。

5.NPO 法人設立の理由

令和4年6月に策定された、第3期横浜市スポーツ推進計画の冊子版(全文)の47頁、「取組13」地域スポーツ指導者の養成・活躍支援には「(前略)...障がい者スポーツ指導者協議会*当時の正式名称(通称:バセル)」等と連携し、インクルーシブスポーツの体験会などを実施します。」(原文のまま)という記述があります。

先に述べたように、バセルには既に27年の活動実績があるため、任意団体であるにもかかわらず、同計画に盛り込まれたと思われませんが、今後、より持続可能で開かれた組織運営を実現し、地域社会に対して安定的かつ信頼性の高い活動を行うためには、下記のような条件整備が必須であると考え、法人格の取得が不可欠であると判断しました。

[地域連携の拡大]行政、学校、企業、医療、関係諸団体等との連携・協働促進
[組織基盤の強化]法人格取得による社会的信用の向上、助成金・補助金申請の円滑化
[事業の継続性確保]計画的な人材育成、指導者研修、イベント運営の安定化

中でも、営利を目的とせず、公共性と透明性を重視した活動が可能なNPO法人は、バセルの理念と最も合致する制度であり、地域の多様な主体との協働を促進する上でも最適な選択であると考えています。

私たちは、NPO法人化により、行政、学校、企業、医療、関係諸団体等との連携を強化し、助成金・寄付の活用による持続可能な運営体制を構築します。また、活動領域の拡大と指導者の専門性向上を図り、横浜市におけるインクルーシブなスポーツ文化の定着に貢献します。そして、障害の有無にかかわらずすべての横浜市民に対して、スポーツを通じて「ともに生きる社会」の実現を目指し、地域に根ざした活動を継続・発展させていく所存です。

令和7年12月7日

法人の名称 NPO法人横浜市パラスポーツ指導者協議会

設立代表者 平山 和幸

令和7年度事業計画書

法人の名称 NPO法人 横浜市パラスポーツ指導者協議会

1 事業活動方針

設立初年度は、既存任意団体からの法人移行期として申請認証される見込み月以降の令和8年3月を対象として既存任意団体横浜市パラスポーツ指導者協議会の令和7年度事業活動に協力する。

2 事業内容

特定非営利活動に係る事業

① パラスポーツイベントに関する運営及び支援事業

ア 障害者スポーツ文化センター横浜ラポールおよび障害者スポーツ文化センターラポール上大岡主管事業の支援

- ・内 容 障害のある方のスポーツ体験、スポーツの定着、競技力向上などに関する横浜ラポールおよびラポール上大岡主管事業の支援活動
- ・日 時 令和8年3月
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 13人（設立時社員）
- ・受益対象者 横浜市の障害者
- ・支出見込額 0円

イ 上記ア. 以外の各種団体主管事業の運営支援

- ・内 容 上記ア. 以外の各種団体から受託するパラスポーツ大会、障害者スポーツ大会、インクルーシブスポーツ体験会などの運営および支援活動
- ・日 時 令和8年3月
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 13人（設立時社員）
- ・受益対象者 横浜市の障害者および健常者
- ・支出見込額 0円

② パラスポーツへの理解及び指導者の育成事業

ア 障害者スポーツ文化センター横浜ラポールおよび障害者スポーツ文化センターラポール上大岡主管事業の支援

- ・内 容 公認初級パラスポーツ指導員養成講習会や全国障害者スポーツ大会関連事業の支援およびその運営活動
- ・日 時 令和8年3月
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 13人（設立時社員）
- ・受益対象者 横浜市の障害者および健常者
- ・支出見込額 0円

イ 学校教育における障害者およびパラスポーツ理解の支援

- ・内 容 横浜市立小中学校などから依頼を受けるボッチャ体験等をとおしたパラスポーツ理解の訪問授業などの啓蒙活動
- ・日 時 令和8年3月
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 13人（設立時社員）

- ・受益対象者 横浜市立小中学校の児童生徒および教員
- ・支出見込額 0円

3 事業実施体制

- (1) 会議に関する事項 理事会 令和8年3月
- (2) 事務局体制 事務局長、事務局スタッフ1名

令和8年度事業計画書

法人の名称 NPO法人 横浜市パラスポーツ指導者協議会

1 事業活動方針

任意団体横浜市パラスポーツ指導者協議会の令和7年度決算および解散を受け、資産・財産を引き継ぎ、NPO法人 横浜市パラスポーツ指導者協議会として事業開始する。任意団体での事業を継承しつつ、指導者資質の向上をもって横浜市のパラスポーツ振興に寄与する活動理念のもと、受託事業の質的従事や自団体での運営事業の取り込み促進に力点をおくこととする。そのために事務局機能の進化、関係各機関様との連携深化、所属指導者のスキル向上をねらった研修強化を進める。

2 事業内容

特定非営利活動に係る事業

① パラスポーツイベントに関する運営及び支援事業

ア 障害者スポーツ文化センター横浜ラポールおよび障害者スポーツ文化センターラポール上大岡主管事業の支援

- ・内 容 障害のある方のスポーツ体験、スポーツの定着、競技力向上などに関する横浜ラポールおよびラポール上大岡主管事業の支援およびその運営活動
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 267人
- ・受益対象者 横浜市の障害者
- ・支出見込額 466,760円

イ 上記ア. 以外の各種団体主管事業の運営支援

- ・内 容 上記ア. 以外の各種団体から受託するパラスポーツ大会、障害者スポーツ大会、インクルーシブスポーツ体験会などの運営および支援活動
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 109人
- ・受益対象者 横浜市の障害者および健常者
- ・支出見込額 673,468円

② パラスポーツへの理解及び指導者の育成事業

ア 障害者スポーツ文化センター横浜ラポールおよび障害者スポーツ文化センターラポール上大岡主管事業の支援

- ・内 容 公認初級パラスポーツ指導員養成講習会や全国障害者スポーツ大会関連事業の支援およびその運営活動
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 69人
- ・受益対象者 横浜市の障害者および健常者
- ・支出見込額 120,024円

イ 学校教育における障害者およびパラスポーツ理解の支援

- ・内 容 横浜市立小中学校などから依頼を受けるボッチャ体験等をとおしたパラ

- スポーツ理解の訪問授業などの啓蒙活動
- ・日 時 通年
 - ・場 所 横浜市内
 - ・従事者人員 48人
 - ・受益対象者 横浜市立小中学校の児童生徒および教員
 - ・支出見込額 323,398円

ウ 各種パラスポーツのルールや障害の理解などの習得を目的とする研修

- ・内 容 現場で従事するパラスポーツ指導者としての資質向上を図るために行う実技型研修会や専門職による講演会など
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 9人
- ・受益対象者 所属する指導者を含めた横浜市の障害者および健常者
- ・支出見込額 83,350円

3 事業実施体制

- (1) 会議に関する事項 通常総会 6月開催 理事会 年12回
- (2) 事務局体制 事務局長、事務局スタッフ1名

活動予算書

成立の日から令和8年3月31日まで

法人の名称 NPO法人 横浜市バラスポーツ指導者協議会

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
運営会員受取会費	0		
活動助会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
受取会費小計		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
受取寄付金小計		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取民間助成金小計		0	
4. 事業収益			
事業収益	0		
預り金収入	0		
事業収益小計		0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
その他収益小計		0	
経常収益計			0
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
諸謝金	0		
研修費	0		
その他経費計	0		
事業費計		0	✓
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信運搬費	0		
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	0		
消耗品費	0		
被服費	0		
備品購入費	0		
支払手数料	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			0
当期経常増減額			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

法人の名称 NPO法人 横浜市パラスポーツ指導者協議会

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
運営会員受取会費	13,000		
活動助会員受取会費	549,000		
賛助会員受取会費	0		
受取会費小計		562,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金(現任意団体より引継譲渡)	5,890,000		
受取寄付金小計		5,890,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金(日本パラスポーツ協会)	56,000		
受取民間助成金小計		56,000	
4. 事業収益			
事業収益	1,058,000		
預り金収入(被服頒布会員費用)	232,000		
事業収益小計		1,290,000	
5. その他収益			
受取利息	200		
雑収益	200		
その他収益小計		400	
経常収益計			7,798,400
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬(事業推進運営)	667,000		
人件費計	667,000		
(2) その他経費			
会議費	35,000		
諸謝金	915,000		
研修費	50,000		
その他経費計	1,000,000		
事業費計		1,667,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬(団体組織運営)	333,000		
人件費計	333,000		
(2) その他経費			
通信運搬費	297,000		
印刷製本費	24,000		
会議費	80,000		
旅費交通費	100,000		
消耗品費	56,000		
被服費	206,000		
備品購入費	30,000		
支払手数料	6,000		
その他経費計	799,000		
管理費計		1,132,000	
経常費用計			2,799,000
当期経常増減額			4,999,400
当期正味財産増減額			4,999,400
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			4,999,400